

令和4年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和4年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,680千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		114,988	△6,680	108,308
	1 一般会計繰入金	114,988	△6,680	108,308
歳入合計		115,000	△6,680	108,320

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		87,837	△6,590	81,247
	1 事業費	87,837	△6,590	81,247
2 公債費		26,953	△90	26,863
	1 公債費	26,953	△90	26,863
歳出合計		115,000	△6,680	108,320

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	大門下野田特定土地区画整理事業	35,786